

③講習内容：

- ・ 運転者に対する指導監督の実施
- ・ 健康管理の重要性
- ・ 車両の点検整備の実施 等

【街頭指導の概要】

①実施時期：4月下旬～7月中旬

②実施場所：観光施設（駐車場）、高速道路SA、主要駅、空港等

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000492.html

(2) 「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました
(配信日：R4.4.1)

事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しています。その中で高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かずに運転を継続している場合、信号や標識を見落とすなどにより、重大事故を引き起こす可能性が高まります。

このため、国土交通省では、産学官の幅広い関係者からご意見を頂きながら、運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました。

自動車運送事業者が本マニュアルを活用することにより、眼科健診の受診や治療の継続の必要性について理解が浸透し、事業者による自主的な視野障害対策の拡大が期待されます。

※本マニュアルについては、国土交通省・自動車総合安全情報ウェブサイトに掲載しています。下記リンク先をご覧ください。

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

※プレスリリース・マニュアルの概要版については、下記リンク先をご覧ください。

→ <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001473495.pdf>

(3) 令和3年度第4回「運行管理高度化検討会」を開催しました

(配信日 : R4. 3. 25)

旅客や貨物の輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者には、営業所に運行管理者を配置し、運転者に対する乗務前後の点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められています。他方で、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に向けた手段としてICTの活用が注目を集めております。

こうした背景を踏まえ、国土交通省では、昨年3月に「運行管理高度化検討会」を新たに立ち上げ、本検討会監督の下で実施する実証実験を通じて、遠隔点呼の導入に向けた機器の性能要件等、運行管理の高度化に向けた制度に関する検討を行うこととしました。

今年度の第4回検討会では、自動点呼に関する実証実験の進捗状況を踏まえて、乗務後自動点呼の認定制度構築に向けた最終取りまとめ案について議論しました。

○主な内容

- ・ 令和3年度運行管理高度化の検討スケジュールについて
- ・ 遠隔点呼の実証実験評価状況及び制度運用について
- ・ 乗務後自動点呼の制度化に向けた最終とりまとめについて
- ・ 運行管理高度化のシナリオ及び令和4年度検討スケジュールについて 等

※会議資料については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

(4) 遠隔点呼が実施できるようになります！

～ICTを活用した運行管理の高度化に向けて～

(配信日 : R4. 3. 25)

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の乗務前、乗務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととなっています。従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う「IT点呼（トラック）」及び「旅客IT点呼（バス、タクシー）」が実施できますが、いずれも、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

今般、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定することで、これらの要件を満足する営業所において、営業所の優良性に関わらず、遠隔拠点間（営業所一車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度を令和4年4月1日より開始します。

この制度により、ICTの活用による運行管理の効率化が進み、運転者や運行管

